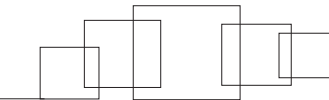


上関原発用地埋立禁止 #32 住民訴訟の会 News

発行：上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会 〒755-0031 宇部市常盤町 1-1-9 T&F 0836-21-8003
umetatekinshi@gmail.com <https://midoribashi.wixsite.com/juuminsoshou>
上関原発住民訴訟 郵便振替口座 上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会 01390-6-52714

県議会報告



藤本 一規（山口県議会議員：日本共産党）

私は、一般質問で上関原発問題を取り上げました。

2019 年、村岡知事は、上関原発建設予定海域の埋立免許の 3 年 6 カ月の延長を許可しました。知事が許可した埋立免許の期限まで、2 年を切りましたが、上関原発計画の進展はありません。私は、「この間、中国電力（以後、中電）とどのようなやり取りを行ってきたのか、同社は期限内に竣工できると説明しているのか」と質しました。

阿部土木建築部長は「令和 2（2020）年 4 月に、前年度の埋立てに関する工事の進捗状況の報告を受けており、その報告では、竣工予定年月日は、竣工期限と同じ令和 5（2023）年 1 月 6 日とされているところだ。」と答えました。阿部部長が答えた報告書とは、小畑事務局長が情報公開で入手した中電の報告書そのものです。この報告書は、「公有水面埋立免許書 免許条件 7. (1) に基づき」とあります。2008 年、二井知事（当時）は、中電に交付した埋立免許書に 7 項目の「免許条件」を付しています。7. (1) は「毎年 4 月 30 日までに（中略）工事の進捗状況を報告すること。」とあります。

県に昨年提出した報告書で中電は、「東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、（中略）準備工事を一時中断しており、令和元（2019）年度の工事進捗はよくはない。」と述べています。

この間、中電は、埋立に必要な海上ボーリング調査を 2 年連続で中断しました。中電が期限内に埋立を竣工させることが出来ないことは衆目一致する所です。

県が、中電に埋立免許交付して 12 年 4 カ月間、上関原発計画の進展はありません。

私は、「今後、中電が埋立免許延長の申請をしても許可すべきではない。」と質しました。

阿部部長は「公有水面埋立法においては、事業者から延長申請がなされた場合には、その時点において、『正当な事由』の有無を審査し、許可の可否を判断することとなっている。」と答えました。

埋立が竣工できる見通しが無いのに、上関原発が「重要電源開発地点」であるとの一点で、県が埋立免許を再び許可することは許されません。

（ふじもと・かずのり／事務局員）

藤本一規議員 一般質問参考資料（これまでの経緯）

- 2008 年 10 月 22 日
県が中国電力に対し埋立免許を交付
・ 着手期限：免許日から 1 年以内、竣工期限：着手日から 3 年以内
- 2009 年 10 月 7 日
中国電力が工事着手を届出（→竣工期限：2012 年 10 月 6 日）
- 2012 年 10 月 5 日
中国電力が県に埋立免許の変更許可申請書を提出
・ 期間延長（着手日から 3 年→6 年）
・ 設計概要変更（埋立地の地盤高 T.P.+10m → T.P.+15m）
- 2015 年 5 月 18 日
中国電力が県に工事竣工期間延長許可申請書を提出（2 回目）
・ 期間延長（着手日から 3 年→8 年 8 月）
- 2016 年 6 月 22 日
中国電力が県に工事竣工期間延長許可申請書を提出（3 回目）
・ 期間延長（着手日から 3 年→9 年 9 月）
- 2016 年 8 月 3 日
県が中国電力に対し変更申請（期間延長・設計概要変更）を許可
・ 期間延長（着手日から 3 年→9 年 9 月）
・ 竣工期限：2019 年 7 月 6 日
- 2019 年 6 月 10 日
中国電力が県に工事竣工期間延長許可申請書を提出（4 回目）
・ 期間延長（着手日から 9 年 9 月以内→13 年 3 月以内）
- 2019 年 7 月 26 日
県が中国電力に対し工事竣工期間延長許可申請を許可
・ 期間延長（着手日から 9 年 9 月以内→13 年 3 月以内）
・ 竣工期限：2023 年 1 月 6 日

※詳細は HP の「事実経過」をご参照下さい。

これを機に宇部からも 「上関原発を建てさせない」の声を大きくしよう

岡本 正彰

3月15日午後から、美祢、山陽小野田、宇部合同で、宇部パレードを開催した。開催準備中の1月には、宇部でコロナの病院クラスターが発生し、実行委員会では感染状況を注視しながらパレードの代替行事も検討しながら準備が進められたが、3月に入ると宇部の感染者数は0が続き、感染対策を講じて宇部パレードが出来るに至った。

コロナ禍であるため、参加者が少ないかもしれないと、私としては心配したが、結果としてはデモ申請をやり替えるほどの150名が集まり、会議を重ね、準備や宣伝をした甲斐があった。

パレードの前に、集会として議員の紹介、発言があった。私はいのち・未来 うべの一人として、下記のように発言した。

「西岐波の海岸から、晴れて視界の良い日には祝島が見えるほど、宇部と上関は近いです。上関原発が建てられ事故が起これば、宇部にも影響があり、一人で避難することが難しい障がい者や高齢者は置き去りになります。昨年からのコロナ禍で、命の選別についてテレビやネット上で話題になりましたが、コロナの上に原発事故が起これば、命の選別は加速します。重度障がい者として、そうなることは許せませんし、そうならないようにしなければなりません。

原発事故からの最もよい避難計画は、そもそも原発ないこと、新規原発を建てさせないこと、原発再稼働をやめさせることだと考えます。

宇部、山陽小野田、美祢から、上関原発予定地は近いことを多くの市民に伝え、西部地区から「上関原発を建てさせない」の声を大きくしましょう。

共に頑張りましょう。」



充分間隔をとってのパレードは身体障がいがある僕にとっても、ゆっくりで付いて行きやすかった。山口アフリ家族の音楽と秋本共同代表のアナウンスを交互に進めるのは、効果的で良かった。行き交う車の窓越しから、子どもたちも見てくれていた。家庭や学校などで、少しでも話題になればいいなあと感じている。

昨年11月に新しく宇部市長になられた篠崎圭二さんは、12月定例宇部市議会での荒川憲幸議員が代表質問で上関原発についての見解を求めたことに対して、「原子力発電所建設計画については、国のエネルギー政策、また、上関町の政策選択を尊重していきたいと考えています。」と答弁され、原発推進のまちづくりに賛成すると理解できる発言をされた。

上関原発建設予定地から半径70km圏内の宇部市においても上関原発が建てられ事故が起これば、避難対象範囲となることは10年前の福島原発事故を見れば明らかなのに無責任な発言である。このような宇部市長の無責任な考えを多くの市民に知らせるとともに、私が集会で発言したように宇部から「上関原発を建てさせない」の声を大きくしていこうと思う。原発建設や再稼働を支持するような裁判官や政治家の考えを正すためには、社会で起こっていることや政治に関心をもつ市民を増やすことが大切である。

(おかもと・まさあき／事務局員)



半径 160 キロの円をふやすな

大原 洋子

人もモノも生まれた以上は病（故障）と死を避けられない。まして超危険物なのだから、先々の故障・廃棄を想定して建設を諦めてしかるべきなのに、事故など起こり得ないかのように、何も準備されないまま無理やり突き進んできたのが原発だ。原子力災害対策特別措置法は 1999 年の JCO の事故後にやっとできた。不具合があってもごまかし、40 年どころか 60 年も使おうとし、汚染水が、廃炉がと、今ごろ慌てている。膨大に出る放射性廃棄物を未来永劫、安全に置ける場所は地球のどこにもない。

原発のある全国 13 の地域において「地域原子力防災協議会」が設置され、国も地域防災計画の策定に関与し始めたのは、福島原発事故以降だ。遅い！一地方自治体に責任がとれるはずがない。それも霞が関お得意の作文で、いざというとき役に立つのか疑問だ。原子力災害に関する地域防災計画が当初から義務づけられていたなら、少なくとも原発のスタートは相当おくれただろうから、この無茶苦茶な進め方には怒りを覚える。

山口県の場合は、地域防災計画が本編・震災対策編、原子力災害対策編に分かれるが、膨大過ぎて精査できず、冊子を探したが見つからなかった。先日の会議で、うっかり我が手柄のように冊子『大分県の原子力防災』を挙げてしまったために、この文章を書くハメになったのだが、中身に問題のある記述が散見されるので、紹介できない。

だが、せっかくの機会なので、こういう市民配布用の冊子について少し調べてみた。

検索すると上位に出てくるのが鳥取県ハンドブック（2013 年発行後、毎年改良を重ねている）。全世帯に配布され、多言語版（6 言語）もある。同県は島根県と交渉を重ね、中電にたびたび申し入れをしている。知事記者会見でも核施設への言及が多い。なるほど、島根原発のある松江市は鳥取県との県境にあり、UPZ（半径 30km）内の境港市・米子市に 7 万人以上が住む。人形峠環境技術センターも岡山県との県境にある。この冊子は 28 ページもあり、コンクリート屋内退避施設の表示まである。

次に立地県・宮城県や佐賀県の「原子力防災の手引き」を見た。これは似たり寄ったりで、ひな形をもとにしているようだ。

市町村では、安定ヨウ素剤を市民に配布している兵庫

県丹波篠山市（高浜原発から 56km）の素朴な冊子や、冊子ではないが、安定ヨウ素剤 13 万人分を市内 4 カ所と 28 小学校に備蓄している松本市（柏崎刈羽原子力発電所・志賀原発から 143km）の災害時医療救護活動マニュアル 原子力災害編（8 言語）には、市民を守ろうという首長の姿勢を感じた。冊子ひとつ見るだけで、その町が住民を大切に思っているのかが伝わる。

原発事故の際に気をつける点や避難経路等が具体的に書かれていることで、それだけ危険な代物なんだと意識できるので、住民の目に触れる冊子は必要だと思う。

ところで、原子力発電所立地道府県は 13 ～北海道・青森県・宮城県・福島県・茨城県・新潟県・静岡県・石川県・福井県・島根県・愛媛県・佐賀県・鹿児島県、また隣接府県（原発から 10km 圏内）は 2 ～京都府・長崎県、そして UPZ 導入による新規隣接県（原発から 10km 圏外）が 6 ～富山県・岐阜県・滋賀県・鳥取県・山口県・福岡県の計 21 道府県だ。

しかし、残り 26 都府県が安全かということ、とんでもない。

福島原発事故の直後、駐日米大使が 80km 圏内の自国民に避難勧告をしたのを覚えておいでだろう（日本政府は 20km 圏内に避難指示）。アメリカは膨大な資料の蓄積をもとに決定したのだ。

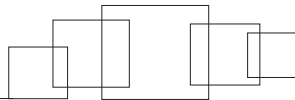
ちょうどその倍の距離だが、全米の原子炉から 100 マイル（約 160km）以内の地域と原子炉のない地域とを比べると、乳がんの発生率が大きく違う（『死に至る虚構』より）。原発を中心にして、この半径 160km の円を描くと日本列島はすっぽり覆われる。一カ所に何基もある立地県にはもちろん何重もの輪があるし、原発のない県も幾つもの輪に囲まれる。松本市の 143km が大きさでないのはこれでわかる。

大分県は県内に原発こそないが三重の輪。大分県の地域防災計画でも、対象施設がこの玄海、川内、伊方の 3 カ所で、うち伊方は、県だけでなく電力会社さえも違い、日常的な不安と漁への影響を与えられ、ひとたび事故が起れば被害だけをこうむる「被害地元」になる可能性がある。

山口県も伊方・玄海・島根の三重の輪。この上、上関などという四重の輪などゴメンだ。住民をこれ以上危険にさらさない責任が首長にはある。

（おおはら・ようこ／支援者）

沈黙の言葉



小畑 太作

「裁判闘争」の必要

「上関原発用地埋立禁止住民訴訟」が、2020 年 10 月 20 日付の上告審不受理の決定通知書を受け終了してから程なくして、「上関原発埋め立て免許取り消し訴訟」と「上関自然の権利訴訟」も、民主主義を知らない裁判所の不当な判断により終結しました。そして、上関原発建設を巡る裁判は全て終了してしまったのです。

もとより、原発の危険性が、「危険性」などと言う言葉では多分に不十分な、とてつもないものであることは、すなわち実際に国内で起きてしまった福島原発事故によりこの国に住む者にとっても明々白々となったのであり、その意味では、頼りない司法に仕方なく頼るまでもなく、行政府と立法府の判断において、そして何よりも市民国民の判断において、今更の原発建設などと言う暴挙は当然止まりそうなものですが、何故かそうは行きません。「何故か」については今はさておくとして、事実として止まらない以上、歴史的財産である法を駆使して、またその進化のためにも、司法に訴えるという手段、すなわち「裁判闘争」を止めるわけには行かないのであろうことを前号に記しました。

というのは、マスコミも含め、市民の意識の根底にはあの福島原発事故の記憶があるのですが、しかしそれが、この間の国政府や山口県政府、そして中国電力の、実は上関原発を建てようとしているに違いない振る舞いによって呼び覚まされたり、ましてや異議を唱える行動に繋がらないのは、一方でそれらが、そうならないようにずる賢く動いているからであって、他方、日常に埋もれている市民生活の実地があるからです。従って、一つには行政や事業者の欺瞞を暴く意味と目的で、そしていま一つには、市民国民の記憶の呼び覚ましと行動への喚起のために、マスコミも動きやすい、従って耳目を集めやすい裁判闘争という手段を講じる必要があると考えるからです。

わたしは、先の裁判が終結して以降、次の裁判について考えてきました。そしてそれは、この間に新体制となり、弁護士や県議会議員も加わった新たな事務局体制の中で、今も検討している最中です。

新たな裁判へ…

遡れば、新たな裁判提起に向けて動き出そうとしたのは、先の裁判の総括会を兼ねて開催された 2020/11/28 ④の全体会（名前の通り全会員の参加を求める会議）で

した。弁護団からは提起するならば協力する旨の申し出もあり、しかし他方で参加者からの反対意見もあり、また時間の都合もあり、事務局会議に検討を付託し継続審議となり全体会は終わったのでした。事務局会議は改めて提起するか否かを審議し、それには当然、裁判の内容も検討する必要がある、そして検討した結果、改めて新たな裁判提起を再度全体会に提案することにしました。

そして開催された 1/23 ⑤（その前に予定した 1/9 ⑥は大雪のため延期）の全体会において、改めて内容も含めて審議したのですが、期限において困難であることが問題となった次第です。

ということかと言うと、事務局会議で見出した裁判の内容とは、2019 年 7 月の二度目の埋立免許伸張許可以降の公費支出の違法性を問うもの、すなわち再びの住民訴訟として提起するというものだったのですが、ご存じの通り住民訴訟の前には監査請求を経なければならず、監査請求には「当該行為のあった日から一年以内」（地方自治法 242 条）という期限があるのです。もっとも請求できる範囲はその限りではないのですが、裁判においてこの点を突破することの困難さということです。

審議の結果、困難さを認め、その時点（2021/1/23）では伸張許可から 2 年を経ていることから知事の免許時の文書発出については除外することとし、別に 1 年以内の公文書発出（多分にそれはあるという予測のもと）を調査し、それによって監査請求を実施し、もしもない場合は次回の伸張許可（免許期限 2023/1/6 ⑦）の際に実施することとしたのです。

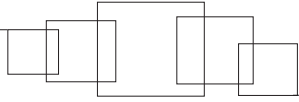
消極的という感は否めないと思います。

しかしこの際に、事務局体制を拡充し、従前の事務局員に加えて、県議会議員が 2 名と弁護団（これは日程調整の都合上、各人ではなく出られるその都度の弁護士）を加え、更に共同代表 2 名を選任したのでした。

知事の不作為

さて、全体会の決定を受け、わたしは早速 2019 年の伸張許可申請以降の公文書開示を県庁に請求したのですが、果たしてその結果は、予想に反して 1 年以内の公文書はないというもので、開示された文書は、2019/6/27 付の「工事竣工期間伸張許可申請書に関する補足説明について」と、2019/7/26 付の「許可書」のみだったのです。

しかしここで本旨からは少しズレますが疑問が起こり



ます。つまり、免許権者の知事の監督責任です。免許した知事には、施工業者が全く工事を進めていないことに対して、監督者として果たすべき責任がないのかです。一方で、事前の調査では「埋立に関する工事の進ちょく状況報告書について」なる公文書の存在は確認していたところ、これは別のもので開示請求対象ではないというのですが、では上関原発に関しては、どうして進ちょく報告を求めないのかです。

そこで念のため上記の「…進ちょく状況報告書について」なる文書公開の追加請求をしつつ、議員が県議会においてこの疑問点について質問したところ、巻頭に藤本一規議員が記されているとおり県庁は、2020 年 4 月に中電から前年度の進ちょく状況報告受けていること、更には続けて中嶋光雄議員（社会民主党）が、その報告は、いついかなる手続きで出されたかを質問し、毎年 4/30 迄に文書で提出を受けることにしていることが判明しました。また、中嶋議員の質問直後に、くだんの文書も開示された次第です。

当該文書は本『News』にも同封しましたが、柳井土木建築事務所長から土木建築部長に発出されたもので

す。

ここでこの文書の内容に入る前に、ではどうして最初の開示請求にこの文書が漏れたのかを記しておきます。

わたしの問合せに対して県庁港湾課は、次のように回答しました。「請求された文書は、外部に発出したものと理解した」と。しかしわたしの請求は「2019 年 6 月 10 日の中国電力（株）による公有水面埋立免許伸張許可申請以降の、同公有水面埋立免許に係る山口県庁が出した文書の全て」でした。しかも電話でも確認していた次第です。

話を戻して、知事の監督責任ですが、手がかりになるかも知れない一つは、当該文書の中電が提出しなければならない根拠です。それは、その文書にもあるとおり公有水面埋立免許時の「免許条件」7. (1) に基づくとあります。しかし、「免許条件」（同封物参照）にも、それ以上の監督責任の記載は見当たりません。それで次に「免許条件」を知事が付した根拠に当たってみました。これは、国交省に問い合わせたところ同 HP にあるとのこと（同封物参照）。しかし、これにもそれ以上の監督責任についての、特にこの度のような工事が進捗しない場合の

わたしも一言

チェルノブイリ事故が起きた 4 月 26 日にチラシをまき、ささやかながら日本の原発政策に警鐘を鳴らしているつもりでいた 2008 年ごろ、1986 年に起きた事故を若者たちが全く知らないことに気づいた。次の世代にきちんと伝え切れずにいる私たち大人の怠慢を自覚した。

さらに十数年がたち、山口県内の大学 3 年生（西日本出身者が多い）52 名中 31 名の回答で、「上関原発計画を知っていた」が 5 名（16%）に過ぎなかったというショッキングな報告を受けた。

この先あっという間に、大人でさえ福島原発事故をよく知らないという事態になりそうだ。恐らくそのころも、原子力緊急事態宣言発令中に変化はないと思うが。

若者の政治離れが甚だしいと耳にして久しい。40 数年前、三無主義と評された私たちの世代も威張れたものではないが、昨今の低投票率には涙を禁じ得ない。

日本において人々は社会ではなく世間に生きているという。スマホがないと生きていけない若者たち（うなだれ族と私は呼ぶ）は、さらに小さな世間に生きていて、政治や原発が話題になることは稀なのだろう。

「安倍政治を許さない」、この表現をコワイと彼らは言う。これは隣のおじさんを非難しているのとはワケが違うのだが。

足元の上関原発計画…このひどい計画が君たちの人生の倍の 40 年間生きながらえていることだけは、少なくとも知っていてほしい。（Y）

責務についての記載はないのです。

しかし、そもそも、進捗報告が義務付けられた目的は他でもない、その工事が期間内に竣工することを知事が確認するために違いない訳です。ところが実際は、最早埋立期間残が2年を切って、つまり全期間の7分の4を切っている現時点で、進捗0%の実状を放置しておくのは無責任に他ならないのであり、つまり知事の報告を受ける行為は中身の無い形式上の行為に過ぎないと言わねばなりません。ましてや周知の通り、その知事自身が施工業者に「埋め立てるな」と言っているというのは、少なくとも公有水面埋立法においては、監督責任以前の様態であると言わねばならないでしょう。

その後、国交省には更にこの点の監督責任についての通達等がないかを問いましたが、結果は無しとの回答でした。つまりこんな状況は想定外なのであり、換言すれば免許は延長できる状況にはないということです。

そして、先述したとおり、現在、事務局では「進捗よく報告」も含めて、次の裁判への段取りを検討しているところです。

知恵と情報を！

ところで、こうしたことをここに記すのは、当方の裁判への企ての手の内を曝すようなものであり、当初は弁護団からも言明は控えるよう指南もあったのですが、先

の事務局会議において方針を変えることにしたからです。理由は、出来るだけ多くの人々に、当会の動きと、また調査内容を知って頂くことを通して、知事をはじめとする山口県庁の悪政に対する対応策を共に考え、そして展開していくためです。

わたしたち事務局も日常に埋没している面もあり、故に欠陥もあるのです。文書類にしても、時間的制約から、つぶさに目を通していてもいいのです。是非とも、皆様方の知恵と意見をいただき、また参加もいただき、市民一人一人の力を繋いで、上関原発計画の中止を含めた、原発のない未来をつくり出して頂くことを願っています。

言葉のための沈黙

わたし達は決して沈黙しているわけではないのです。「問題に対して沈黙を決め込むようになったときわたし達の命は終わりに向かい始める」(M.L.キング)ののです。

もし、わたし達が沈黙しているように見えても、それは次の言葉を発するための一時的吸引なのであり、あるいは次の跳躍のための一時的屈折なのです。

次の言葉を、一緒に見出し、そしてまた語り出して頂くことを切に願っています。

(おばた・たいさく／事務局長)

会員募集にご協力下さい

会費を添えて、お名前住所電話番号 E-mail などを記載して事務局迄お申し込み下さい。同封の振替用紙をご利用になれます。E-mail または HP からでも手続きできますし「募集パンフレット」(申込書付) も利用できます。必要な方は事務局迄ご請求下さい。

原告の皆様へ 裁判費にご協力下さい

現在新たな裁判には至っていませんが、今後、新たな裁判の提起を検討しています。その際には、どうしても弁護士のお力を借りなければなりません。また先の裁判でも弁護士が、多くを自弁して下さいます。印紙代や送料等の実費程度は原告で負担したいと思います。元原告をはじめ、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

会費を納入して下さい 1,000 円／年

登録情報に変更がなければ振替用紙への記載は、お名前の他に郵便番号または電話番号だけでも結構です。登録状況は封筒宛名右 (E-mail の方は本文冒頭) にてご確認下さい。過去未納の場合は、継続するところまで遡っての入金となりますので、ご了承下さい。

寄付にご協力下さい

当会の運営は、会費と皆様からの寄付金によっています。皆様のご協力をお願い致します。寄付金のみ(会員登録なし)も受け付けています。同封の振替用紙をご利用下さい。

事務局報告

1. 2020 年度会計 (2020.12.1 ~ 2021.02.28)

(1) 通常会計 会の運営に用いられます。

(円)

収入					支出				
科 目	予算	期間	年度累計	備 考	科 目	予算	期間	年度累計	備 考
会 費	170,000	18,000	147,500		会議費	15,000	3,840	5,620	小郡ふれあいセンター
寄付金	150,000	61,000	219,000	内訳下欄	事務費	20,000	2,867	11,360	
前年度繰越	1,023,560	0	1,023,560		広報費	150,000	32,219	126,643	News等印刷/送料
雑収入		0	0		活動費	270,000	0	28,904	
					旅 費	200,000	0	0	
					その他	70,000	0	28,904	
					雑 費	23,000	5,562	20,555	
					雑 費	3,000	0	0	
					手数料	20,000	5,562	20,555	郵便振替手数料
					予備費	365,560	—	—	
					次年度繰越金	500,000	0	0	
					小 計	1,343,560	44,488	193,082	
					残 高	0	34,512	1,196,978	
合 計	1,343,560	79,000	1,390,060		合 計	1,343,560	79,000	1,390,060	

【寄付金協力者（敬称略）】 お名前の公開・非公開の変更は事務局迄。

上本 恵子

田中 豊

淵上 正博

日本基督教団宇部緑橋教会

倉増 孝子

奈古屋長世

牧野 邦久

(他、匿名 7 件)

島村真知子

福岡 早苗

松本 隆

日本基督教団岩国教会

清水 隆

藤井 郁子

(2) 裁判費会計 裁判に要する印紙代や送料等、弁護士事務所で負担している実費の補填に用いられます。

(円)

収入				支出			
科 目	期間	年度累計	備 考	科 目	期間	年度累計	備 考
前年度繰越金	0	204,000		弁護士事務費補助	120,000	320,000	
寄付金	16,000	134,000	内訳下欄				
				残高	-104,000	18,000	
合 計	16,000	338,000		合 計	16,000	338,000	

【裁判費協力者（敬称略）】 お名前の公開・非公開の変更は事務局迄。

島村真知子

清水 隆

奈古屋長世

(他匿名 4 件)

2. 会員登録状況 会員登録者数 181 名 (2020/12/7 現在)



上関原発用地埋立禁止住民訴訟とは

山口県知事が上関原発建設のため上関町田ノ浦の公有水面埋立を中国電力に免許してから 3 年、竣工期限の前日 2012 年 10 月 5 日、中電は竣工期間伸長許可申請を知事に提出。これに対し知事は中電から 4 度にも及ぶ補足説明を経て、2013 年 2 月 26 日、標準処理期間も越えて許可の判断をしませんでした。続いて知事は、同年 3 月 19 日、今度は回答期限を 1 年とする 5 度目の補足説明を中電に求め、更にまた 1 年、また 1 年と、都合 7 回の補足説明を求めるという行為によって、その間、免許は失効しないとしたのです。そして、2016 年 8 月 3 日、正当な理由などない中、免許伸張をしたのです。

これは明らかな権力の濫用であり、公有水面埋立法違反です。

公有水面埋立法では免許期間の延長については先ずもって「正当の事由」が認められなくてはならないとあり（13 条の 2）、更に「正当」の内容についても別途定めがあります（『港湾の行政の概要』）。

この行政の権力濫用に対して、2013 年 6 月 11 日、市民有志によって違法な公費支出に対しての住民監査請求が行われましたが、同年 8 月 2 日、却下の決定が下されました。そこで、監査請求人が原告となり 2013 年 8 月 30 日に提訴されたのが「上関原発用地埋立禁止住民訴訟」です。

2018 年 7 月 11 日、山口地裁は山口県知事の行為は裁量権の逸脱であり違法と判示、県側に 240 円の返還請求を命じました。これに対して県側は、十分な反論をさせて貰えなかったなどと身勝手極まりない理由で、また議会を経ることもなく控訴。またしても違法な公費支出の上塗りをしました。

2020 年 1 月 22 日、4 回の口頭弁論を経て広島高裁は住民側の勝訴部分を取消し、県側の全面勝訴という不当判決を言い渡しました。判決の理由は、判断留保が長くとも申請者である中国電力が容認していたのだから違法ではないというものでした。

この住民無視の主権在民にも反する判決に対して、住民側は上告受理申立書を 2 月 4 日に広島高裁に提出、続いて 4 月 22 日に上告受理申立理由書を最高裁に提出しました。

しかし最高裁は、2020 年 10 月 20 日、理由なしとして上告を不受理とし、本裁判は終わりました。

…しかし、この裁判の実りが、次の始まりへと繋がることを願っています。

上関原発住民訴訟



HP 引っ越しのため検索に出ないかも知れません。その場合は、ご面倒ですが、
<http://midoribashi.wixsite.com/juuminososhou>

CONTENTS

県議会報告.....	1
藤本 一規（山口県議会議員：日本共産党）	
これを機に宇部からも「上関原発を建てさせない」の声を大きくしよう.....	2
岡本 正彰	
半径 160 キロの円をふやすな.....	3
大原 洋子	
沈黙の言葉.....	4
小畑 太作	
わたしも一言.....	5
事務局報告.....	7